

## 第 33 条 通信員

### 1 現行の指針

消防本部に配置する通信員の総数は、おおむね人口 10 万人ごとに 5 人とし、そのうち、常時、通信指令管制業務に従事する職員の数、2 人以上とする。

### 2 現状と課題

- 管轄人口規模が大きな消防本部ほど、通信施設の機能等により効率的な対応を行っており、自ら指針に基づく基準数を大きく減じている。(指針に基づく基準数ほど配置を必要としていない。)
- 平成 24 年度消防施設整備計画実態調査の結果を見ると、充足率は、100%を超えている。
- 一方で、管轄人口規模の小さな消防本部では、消防隊員等が交替で通信指令管制業務を行うなど、通信員を常時 2 名以上配置していない消防本部も多い。

### 3 対応策・考え方

- 管轄人口 30 万以上の消防本部に配置する通信員の数、基準を緩和し、実際に消防本部に配置されている通信員の数に基準数を近づける。  
一方で、119 番通報の受信件数等、地域の実情によっては通信員を基準数以上に配置すべき地域もあるものと考えられることから、勘案によって総数を増加させることもできるものとする。
- 通信員を常時 2 人以上配置する旨の規定を削除し、通信指令管制業務を行う要員についての考え方を別途示す。

### 4 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>(通信員)</p> <p>第 33 条 消防本部及び消防署に、<u>常時、通信員を配置するものとする。</u></p> <p>2 消防本部に配置する通信員の総数は、<u>_____</u> おおむね人口 10 万ごとに <u>5 人 _____</u> とし、<u>そのうち、常時、通信指令管制業務に従事する職員の数、2 人以上とする。</u> <u>ただし、通信施設の機能等により、効率的な対応が可能な場合にあつては、当該通信員の総数を減ずることができる。</u></p>	<p>(通信員)</p> <p>第 33 条 消防本部及び消防署に _____ 通信員を配置するものとする。</p> <p>2 消防本部に配置する通信員の総数は、人口 30 万以下の場合は、おおむね人口 10 万ごとに <u>5 人を基準とし、人口 30 万を超える場合は、15 人に人口 30 万を超える人口についておおむね人口 10 万ごとに 3 人を加えた人数を基準として、通信施設の機能、緊急通報の受信件数等を勘案した数とする。</u></p>

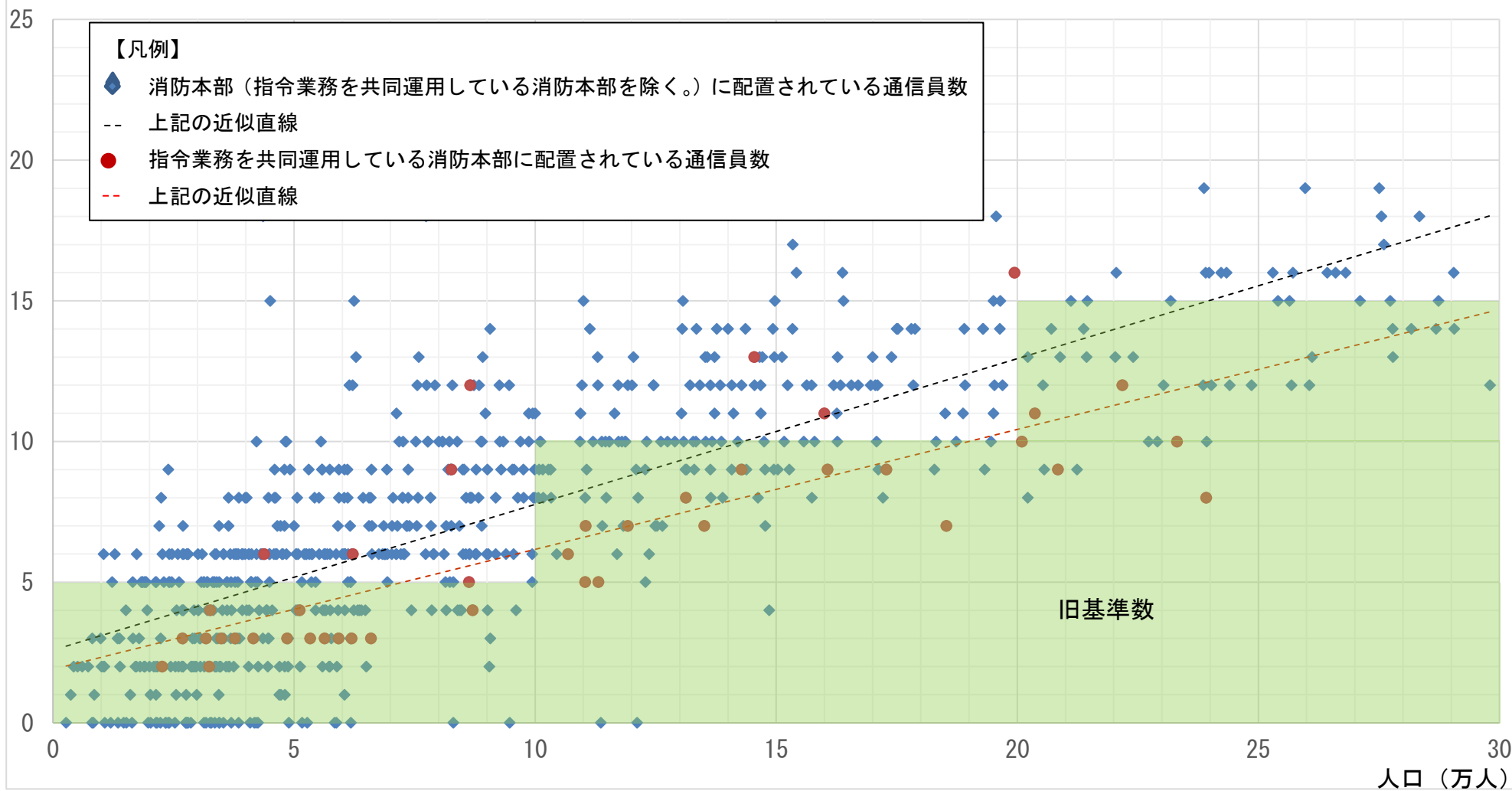
参考資料

通信員の人口対比の整備数

2

通信員数（人）

〈管轄人口30万未満の消防本部〉



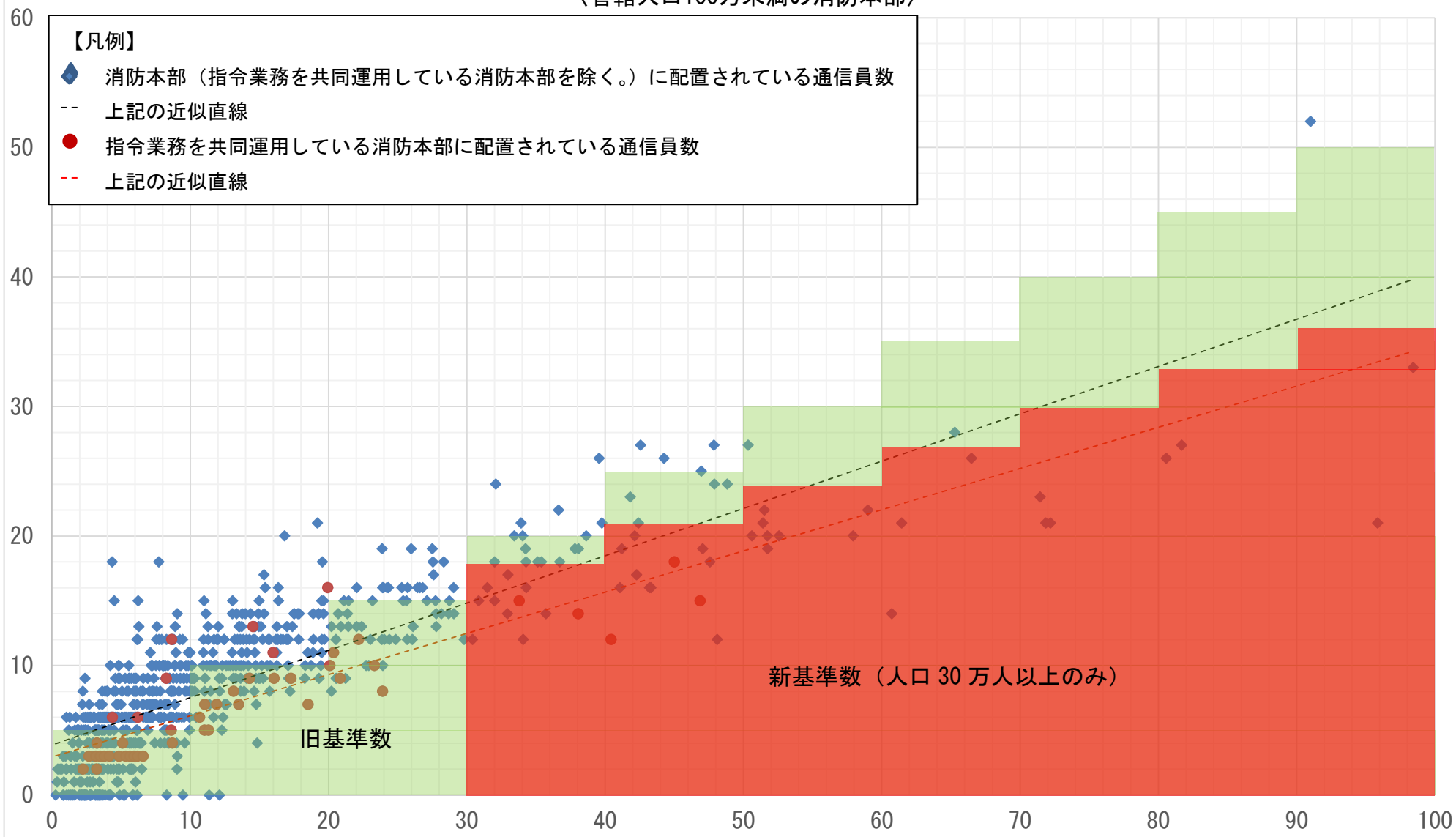
通信員数（人）

〈管轄人口100万未満の消防本部〉

【凡例】

- ◆ 消防本部（指令業務を共同運用している消防本部を除く。）に配置されている通信員数
- 上記の近似直線
- 指令業務を共同運用している消防本部に配置されている通信員数
- 上記の近似直線

3



人口（万人）

通信員数（人）

